

H16名古屋第2合同庁舎耐震改修工事ニュース特別号

○防災拠点としての機能を確保するために、B1Fの柱頭に免震装置を組み込む中間階免震工法を用いて改修を行います。

平成17年8月 発行

工事状況のお知らせ



吹付アスベスト除去

B1F車庫プラスチックフィルム養生。



吹付アスベスト除去

B1F車路天井吹付アスベスト除去工事完了。



アスベスト成形板撤去

B1F食堂プラスチックフィルム養生。

アスベスト撤去工事について

当庁舎では地下1階の地下車庫天井の一部で吹付アスベスト等が使用されていました。今回の工事に伴い、これらアスベストを以下のように法令等に則り除去しましたが、最近アスベスト問題がクローズアップされてきましたので、改めてお知らせいたします。

1) 吹付アスベスト

当庁舎ではB1Fの地下車庫の西側の部分で、天井に吹付アスベストがありましたが、H17年4月23日～5月18日にかけて除去工事が終了しています。

吹付アスベスト撤去に際しては労働安全衛生法、労働安全衛生施行令、労働安全衛生規則、大気汚染防止法、特定化学物質等障害予防規則等の関係法令及び(財)日本建築センターの「既存建築物の吹き付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説」、国土交通省工事仕様書に基づき適切に施工されています。具体的には工事エリアをプラスチックフィルムにより周辺エリアと隔離し工事エリア内の気圧を下げ、粉塵が外部に漏れないようにした上で粉塵飛散抑制剤を散布したうえで撤去しています。除去工事時の作業員の安全対策および、事後の廃棄処理等も関係法令に則り十分に注意をし施工しました。

除去完了後、専門機関による環境測定を実施した結果、アスベストは測定機器の計測限界内で基準値内であることを確認しています。

2) アスベスト成形板

吹付け材だけでなく内装に使う建材にも以前はアスベストを含んだものが使われていました。アスベスト成形板と呼んでいますが、樹脂やセメントなどの材料で固化されており通常の使用状況で飛散する恐れはありません。非飛散性アスベスト含有建材とされ、至急に撤去等の処置は必要はないとされています。

改修等で撤去する際は吹付けアスベスト撤去時ほどではありませんが、飛散防止のための措置が必要になります。

解体工事は「非飛散性アスベスト含有健在の取扱いについて(通知)平成12年3月31日建設省営計発第44号」及び、これに基づいた国土交通省工事仕様書により、当該室を閉鎖し、撤去材を濡らしたうえで撤去し、掃除機により清掃を行いました。(労働安全衛生法及び石綿障害予防規則にも適合しています。)